

令和4年度第2回

# 新宿区リサイクル清掃審議会

令和4年7月20日（水）

## 第2回 新宿区リサイクル清掃審議会

令和4年7月20日（水）

新宿区役所本庁舎5階 大会議室

委員の委嘱

会長・副会長の選任

1. 開会

2. 諮問

3. 区長挨拶

4. 報告事項

(1) 令和3年度区が収集するごみの処理量・資源の回収量について 【資料1】

(2) 廃棄物処理手数料の改定について 【資料2】

5. 審議事項

(1) 一般廃棄物処理基本計画の改定及び食品ロス削減推進計画の策定について 【資料3】

6. その他

(1) 令和4年度新宿区リサイクル清掃審議会開催予定 【資料4】

7. 閉会

○その他 資料

第12期新宿区リサイクル清掃審議会委員名簿

リサイクル清掃審議会 関係規定 [抜粋]

一般廃棄物処理基本計画【概要版】

令和4年度 事務事業概要（環境清掃部）

資源・ごみの正しい分け方・出し方（令和4年3月発行）

すてないで（令和4年3月15日号）

ごみれば23 2021（東京二十三区清掃一部事務組合）

○審議会委員

出席（22名）

会 長	小野田 弘 士	副 会 長	崎 田 裕 子
委 員	奥 真 美	委 員	松 川 英 夫
委 員	露 木 勝（代理）	委 員	藤 井 練 和
委 員	唐 沢 吉 治	委 員	安 井 潤 一 郎
委 員	森 まり子	委 員	松 永 健
委 員	吉 江 淑 子	委 員	板 本 由 惠
委 員	吉 川 ゆり子	委 員	松 永 多 恵 子
委 員	福 本 弘	委 員	高 野 健
委 員	石 橋 朋 子	委 員	上 野 昭 子
委 員	尾 町 仁 美	委 員	反 田 麻 里
委 員	渡 邊 翠	委 員	村 上 道 明

◎委員の委嘱

○ごみ減量リサイクル課長 皆様、こんにちは。お世話になります。暑い中、また、お忙しい中お集まりくださり誠にありがとうございます。

私、本日の進行を務めます、ごみ減量リサイクル課長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。着座で進めさせていただきます。

審議会の開会に先立ちまして、委員の委嘱をまず行わせていただきます。新宿区長から第12期の委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。

小野田委員から順にお渡ししますので、区長が参りましたら、恐れ入りますが、その場でご起立くださればと存じます。

それでは区長、よろしくお願いいたします。

○区長 委嘱状、小野田弘士様、新宿区リサイクル清掃審議会委員に委嘱します。委嘱期間、令和4年7月15日から令和6年7月14日まで。令和4年7月15日、新宿区長吉住健一。よろしくをお願いいたします。

委嘱状、崎田裕子様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、奥真美様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、露木勝様。以下、同文となります。よろしくお伝えください。

委嘱状、藤井練和様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、唐沢吉治様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、安井潤一郎様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、森まり子様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、松永健様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、吉江淑子様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、板本由恵様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、吉川ゆり子様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、松永多恵子様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、福本弘様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、高野健様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状、石橋朋子様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、上野昭子様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、尾町仁美様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、反田麻里様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、渡邊翠様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

○ごみ減量リサイクル課長 皆様、ありがとうございました。

---

### ◎会長・副会長の選任

○ごみ減量リサイクル課長 続きまして、会長・副会長の選任についてです。新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第5条に基づきまして、会長・副会長は委員の互選により選出することとなっております。選出方法について、どなたかご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「事務局に一任」の声あり)

○ごみ減量リサイクル課長 事務局に一任ということでのお声がありました。皆様、ご異存ございませんでしょうか。

(拍手)

○ごみ減量リサイクル課長 ありがとうございます。では、会長、副会長は事務局から申し上げさせていただき、前期に引き続きまして会長は小野田委員、副会長は崎田委員にお願いいたします。

恐れ入りますが、小野田会長、崎田副会長、お席のご移動をお願いいたします。

この体制で進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎開会

○ごみ減量リサイクル課長 本審議会の定足数でございますけれども、委員の過半数となっております。本日は22名中20名ご出席いただいているので、開会の要件を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、これより新宿区リサイクル清掃審議会を開催いたします。

---

### ◎諮問

次第の2、諮問について区長より諮問がございます。恐れ入ります。小野田会長は、スタン

ドマイクの前までご移動をお願いいたします。

○区長 新宿区リサイクル清掃審議会会長様。

新宿区リサイクル清掃審議会への諮問について。

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例第7条第2項の規定に基づき、新宿区一般廃棄物処理基本計画、令和5年度から令和9年度の策定について諮問いたします。

令和4年7月20日、新宿区長吉住健一。

よろしくをお願いいたします。

○ごみ減量リサイクル課長 ありがとうございます。会長はお席にお戻りください。

ただいま交付しました諮問文につきまして、その写しを委員の皆様のほうに配付させていただきます。配付の間ですが、続きまして、次第の5に進めさせていただきます。

---

#### ◎区長挨拶

○ごみ減量リサイクル課長 それでは、次第の5、吉住区長よりご挨拶申し上げます。

区長、よろしくをお願いいたします。

○区長 皆様、おはようございます。大変暑い時期でございますが、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。また、リサイクル清掃審議会の委員として委嘱を受けていただきまして、ありがとうございます。

ただいま諮問をお渡しさせていただきましたが、今回は一般廃棄物の処理基本計画の改定ということでご審議いただければと思っております。また、国のほうが、最近の動きといたしましては、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されました。区市町村におきましては、食品ロスの削減の推進計画を策定することとなっています。また、令和4年4月には、海洋プラスチック、ごみ問題や気候変動などの問題への対応を契機として、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。この法律を踏まえ、区においてもプラスチック資源の新たな分別回収や使い捨てプラスチックの使用削減に向けた取組などを現在検討しているところです。

この審議会の審議を通しまして、区内における取組に対しまして、様々なご意見いただければありがたいと考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○ごみ減量リサイクル課長 区長、ありがとうございます。

ここで区長は公務の都合上、退席させていただきます。ありがとうございます。

(区長 退席)

○**ごみ減量リサイクル課長** 続けさせていただきます。後になって大変恐縮ではございますけれども、ここで会長と副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

小野田会長、よろしくお願いいたします。

○**小野田会長** どうも皆さんおはようございます。早稲田大学の小野田と申します。

新任の委員の方もはじめましてということで、よろしくお願いいたします。

私も早稲田、西早稲田におりますので、地元の一員ということで、もともと専門は機械工学なんですけれども、廃棄物リサイクル分野を追いかけています。地元の一員としても何かお役に立てればと考えておりますので、どうぞ活発なご議論をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○**ごみ減量リサイクル課長** 会長、ありがとうございました。

続いて、崎田副会長、よろしくお願いいたします。

○**崎田副会長** ありがとうございます。崎田裕子です。よろしくお願いいたします。

私は暮らしや地域の視点からジャーナリスト、環境カウンセラーとして歩みながら、持続可能な地域づくりに取り組んできていますが、特に循環型社会づくりは基本的に大事な視点として私も取り組んでおりますので、皆様と一緒にいろんな制度づくりに関して意見交換してまいりたいというふうに思います。

なお、私も地域に根差してということで、20年ぐらい前から地域で環境活動を多くの方と連携をしながらやり始めて、今、環境学習情報センターを指定管理させていただいているNPOの代表理事もさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**ごみ減量リサイクル課長** 副会長、ありがとうございました。

次に、区の職員を紹介させていただきます。

初めに、本審議会の委員でもございます環境清掃部長の村上でございます。

○**環境清掃部長** どうぞよろしくお願いいたします。

○**ごみ減量リサイクル課長** 環境対策課長の小野川です。

○**環境対策課長** おはようございます。よろしくお願いいたします。

○**ごみ減量リサイクル課長** 新宿清掃事務所長の広瀬でございます。

○**新宿清掃事務所長** 広瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○**ごみ減量リサイクル課長** 清掃事業担当副参事の栗木です。

○**清掃事業担当副参事** 栗木と申します。よろしくお願いいたします。

○**ごみ減量リサイクル課長** 改めまして、ごみ減量リサイクル課長、佐藤でございます。よろ

しくお願いいたします。

続いて、本日の資料を事務局から確認させていただきます。

**○ごみ減量計画係長** 事務局のごみ減量計画係長の氏家でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から資料の確認をさせていただきます。最初に資料1、令和3年度区が収集するごみの処理量・資源の回収量について。申し訳ございません、こちらのほうは差し替えということで、本日机上に配付させていただいております。続きまして資料2、廃棄物処理手数料の改定について。資料3、一般廃棄物処理基本計画（令和5年度改定版）の体系、資料3関係の別紙として別紙1-1、食品ロス削減推進計画の計画目標の設定について。別紙1-2、一般廃棄物処理基本計画の計画目標の設定について。申し訳ありません、こちらの別紙1-2も机上に差し替え版を資料1とともに置かせていただいております。別紙2、食品ロス・プラスチックごみ削減に向けた取組、資料4、令和4年度新宿区リサイクル清掃審議会開催予定、その他、事前にお送りしましたものとは別に本日机上のほうに置いてあるものが第12期新宿区リサイクル清掃審議会委員名簿、リサイクル清掃審議会関係規定抜粋、一般廃棄物処理基本計画概要版、環境清掃部の令和4年度事務事業概要、資源・ごみの正しい分け方・出し方、広報紙「すてないで」令和4年3月15日号、東京二十三区清掃一部事務組合の「ごみれば23 2021」、加えて区の一般廃棄物処理計画等と関係条例規則をファイリングしたものがございます。会議終了後、このファイルはそのまま置いていただければ事務局で次回もご用意いたします。

不足している資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、本日ご発言していただく際の注意事項についてご説明させていただきます。本日は準備しているマイクの本数に限りがございますので、ご発言される際には挙手をしていただき、職員がお持ちしたマイクを使用してご発言をお願いいたします。ご発言後は職員にマイクをお渡しくください。新型コロナウイルス感染症対策のため、発言の都度、職員がマイクの消毒をさせていただきます。

次に、議事録についてです。本審議会では速記者を配置し、議事内容について録音、記録しております。作成した議事録については、区のホームページ等で公開させていただきますので、あらかじめご了承ください。

以上でございます。

**○ごみ減量リサイクル課長** 続きまして、本審議会の規定等について概要をご説明申し上げます。その他の資料、机上に配付させていただきましたリサイクル清掃審議会関係規定抜粋、こ

ちらをご覧ください。本審議会は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7に基づきまして、必要事項を区の条例で定めているものです。

次の新宿区リサイクル及び廃棄物の処理に関する条例の第7条で審議会の設置を規定し、第8条では委員の数22名及び任期のほうを規定いたしています。皆様にはこれに基づきまして、これから2年間、審議会の委員としてリサイクル及び一般廃棄物に関する事案についてご審議をいただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここからの議事進行を小野田会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

---

### ◎報告事項

○小野田会長 それでは、次第4の報告事項から早速進めさせていただきたいと思います。

資料(1)と(2)ですね。令和3年度区が収集するごみの処理量・資源の回収量について、資料1、それから廃棄物処理手数料の改定について、資料2を一括して事務局から説明していただきます。その後、質疑応答の時間を取りたいと思います。それでは、ご説明をお願いします。

○新宿清掃事務所長 では、資料1につきまして清掃事務所長の広瀬からご説明いたします。令和3年度区が収集するごみの処理量・資源の回収量についてご報告いたします。

まず項番1、区が収集するごみ処理量の推移でございます。こちら、一番上の項目、燃やすごみにつきましては、令和2年度比2.61%の減、続きまして、金属・陶器・ガラスごみについては同じく7.72%の減、粗大ごみについても6.46%減となっております。赤い欄にありますごみ全体の量としましては2.89%減となっております。また、一番下のブルーの欄につきましては、区民1人1日当たりのごみ量の推移でございます。こちら令和2年度比1.78%減となっております。

次に項番2、区の収集及び集団回収による資源回収量の推移でございます。資源回収量につきましては、ペットボトルと容器包装プラスチックが令和2年度に比べて増加しているのに対し、その他の種別では令和2年度と比べて減少してございます。一番下から2番目の段が集団回収による回収量でございます。地域の皆様の自主的な活動による資源回収でございますが、収集量は減少傾向の状況になってございます。この表の一番下、緑の欄が資源の計でございます。前年度比1.11%の減となっております。

一番下の囲みでございます、区が収集するごみの処理量及び資源の回収量と区民1人1日当

たりのごみ量の推移でございます。こちら、ごみ量の推移等をグラフにまとめているものでございます。コロナ禍での在宅勤務等の影響で令和2年度はごみ処理量、資源回収量ともに増加しましたが、令和3年度につきましては、ごみ処理量、資源回収量ともに令和2年度より減少している状況でございます。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

**○ごみ減量リサイクル課長** 続きまして、(2) 廃棄物処理手数料の改定について、ご説明申し上げます。資料2をご覧ください。

廃棄物処理手数料でございますが、特別区長会で了承されたルールがございまして、そのルールに基づきまして改定後3年目を迎えた段階で見直し検討するというふうになってございます。前回の改定が平成29年度でございまして、相当年数が経過したというところでの実施、検討ということになってございます。本年6月の特別区長会で改定、収集運搬については4円、処理処分については2円という合計6円の部分を加算いたしまして、令和5年10月に実施するというところで取り組ませていただきたい、そのように決定させていただいたものでございます。

1番、改定目的でございます。排出事業者の自己処理責任に基づきまして、受益者負担の適正化の観点から、手数料を見直しているもので、手数料の原価と手数料との乖離、これが今回6円ということになりましたが、できるだけ解消するということを目的としております。

2番、改定後の手数料です。表をご覧くださいながら聞いてくださればと存じます。内訳は先ほど申し上げた収集運搬部門、処理処分部門につきましては記載のとおりでございまして、合計で現行手数料が1キロ当たり40円、改定額として先ほど6円のほうを加算し、改定後手数料1キロ当たり46円、この内容で改定させていただきます。

なお、米印にあります区の収集手数料でございますが、許可業者の料金設定の基準の上限ということも兼ねて決めているものでございます。

では、3番でございます。事業系の有料ごみ処理券の改定額についてです。廃棄物の処理手数料改定について表1をご覧くださいければと存じます。券の種類は表のとおり、10リットルから70リットルまでございます。一番皆様方が使われることが多いと思われまして45リットルで申し上げますと、10枚セット3,420円、これが改定後、3,910円、1セット490円、1枚当たり49円加算するものでございます。

次に、裏面をご覧ください。4番、粗大ごみ処理手数料の改定でございます。この改定に合わせて粗大ごみ処理手数料のほうも表2のとおり改定いたします。10キロまでのものから

70キロまでのものということで表のほうにまとめさせていただいております。記載のとおり変更させていただきます。10キロまでの現行手数料400円、ここにつきましては米印にもあるとおり、算出していく中で100円未満が切捨てになりますので改定額ございませんでした。400円のままでございます。以下、下までの区分重量でございますが、20キロから70キロまでのものにつきまして、100円から400円の増額改定とさせていただきます。

なお、実際の粗大ごみ、申込み、予約していただいて引取り場所を決めさせていただき、処理させていただいているものですが、これは品目ごとの料金となっております。その品目ごとの料金につきましては、別途規則で定めさせていただく予定です。改めて皆様方にはご案内いたします。

5番、改定の時期ですが、令和5年10月1日。

今後の予定、6番でございますが、第4回区議会定例会、年末に予定させていただいております。この中で上程させていただき、併せて関係規則を改正いたします。令和5年1月、区民と関係事業者の皆様へ周知をさせていただき、令和5年10月の改定を迎える、このようなスケジュールで進めさせていただきたいと存じます。

報告事項につきましては以上でございます。

○**小野田会長** ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料1、資料2に関してご質問、ご意見あれば挙手をお願いできればと思います。

藤井委員。

○**藤井委員** 東廃協、東京廃棄物事業協同組合の代表として参りました藤井でございます。

現在、この事業系一般廃棄物の収集について、事業系のものについて私どもの組合員各社が収集事業を行っておりますが、現行手数料について、今お話があった中に、許可業者が取り扱う料金設定の基準であることは構わないと思うんですが、これが上限という規定が実は廃棄物処理法の中にあるんですが、これは私どもの業界にとって非常に大きな問題でございまして、なぜかと言うと、実際区の収集というのは雇い上げの運送業者が行って、これについては一切この収集、運送料金についての限定というのは運輸省の多分許可料金、認可料金に基づいて、それにこの作業員、人件費というものが加わっているというふうに考えております。しかしながら、40円という今までの料金で、この中で実際、何十年間か廃棄物処理法の中におけるものの収集運搬料金というものは、通常の事業系の収集料金とはとても合わない、整合性がないような料金になっております。私どもの組合としては、この収集料金を大幅に上げてもらいたい

と。実態に合わせた形の処理料金の設定をお願いをしたいということを今、各区に陳情させていただいておりますが、本当に今回この運賃を4円上げていただくということは大変ありがたいことなんですけれども、しかし、それでも実態と合わないんだと。本来であれば、この上限という規定を撤廃をしていただきたいというのが1つ。

それから、事業系有料ごみの処理券の設定は改定がございますけれども、こういう形でのいわゆる実際通常の小さい袋でなくて大きい袋でも、ごみ袋の中に入っている事業系の収集の中での処理の排出量というのは、例えば2キロとか3キロ程度の、実際に測ってみればそれくらいのごみ量が入っています。そうすると、例えば40円でやったときに3キロあって120円、ここからさらに廃棄物処理費を清掃工場にお支払いしますので、これではとても収集料金にはならない。しかも要するに区の行政収集というのはゾーンを隣から隣へとずっと集めていきますので、非常に収集の効率というのはいいわけです。私どもの事業系の場合には、点を結んでいくような収集形態になりますので、車1台をいっぱいにするのに、例えば3時間、4時間走らなければならない。こういうような事情がございます、ちょっとこの辺については配慮していただけないだろうかというのが組合の中の総意でございます。

そういうことで、今回の内容について反対するとかということではないんですが、やはり廃棄物の処理料金、特に収集運搬料金については、新しい視点を持っていただけないだろうかというのが組合員のお願いでございます。一応、まず難しい話は別として、そういう事情がある。できれば1袋最低、例えばこの1袋というのは5キロ入っています、10キロ入っていますという、その換算値をもう少し明快に打ち出していただけないだろうかというのがお願いでございます。

以上です。

○小野田会長 ありがとうございます。

事務局からいかがでしょうか。

○ごみ減量リサイクル課長 事務局でございます。まずは組合の皆様には本当に日頃お世話になっているところ、この場をお借りしてお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

ご意見ありがとうございます。頂戴したところの、まずは上限の撤廃というところにつきましては、ご意見として承らせていただきまして、法定事項になってございますので、単独に区もしくは23区全体でというところでもなかなか手をつけられないところではございますけれども、ご意見いただいたところにつきましては、委員のほうからもございました陳情も出しているというところは承知しておりますが、引き続き声、届けられるところで声を上げ

させていただきたいと思います。

また実態、現場のお言葉をいただいたのもとても皆様方に分かりやすかったと思います。そういったところも参考に、今後も事業のほうを進めさせていただきたいと思います。

ご意見ありがとうございました。

○小野田会長 そのほかいかがでしょうか。

では、上野委員から。

○上野委員 一般公募のほうから出ています上野です。

ごみの処理量の推移についてお伺いしたいと思います。あまり難しいことではないんですけども、コロナも3年目に入っているんですが、コロナ禍で外食もできなくて結構皆さん自宅でということが多いと思うんですが、3年度のごみ、これはなぜ減少したと思われるのか、令和元年度とか令和2年度とか見ると、減っているものと、もちろん増えているものはあるんですが、何で令和3年度になってごみが減量したと思われませんかというところを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○新宿清掃事務所長 清掃事務所長でございます。

令和3年度減少した理由でございますが、令和2年度につきまして、こちらの表にもございますとおり、令和元年度からかなり増えているところはございます。例えば粗大ごみなんかご覧いただきますと、それまで200トン規模で増えていたところではございますが、令和2年度につきましては400トン規模で増えてしまったというようなところがございます。そうしたの  
は巣籠もりの影響かなというふうに分析しているところでございます。

ただ、一方で、令和3年度粗大ごみをご覧いただきますと2,700トン余ということで、令和元年度よりは増えているという状況でございます。これも分析してみますと、布団なんかの排出が多いというような状況でございます。やはり引っ越しであったり、巣籠もりで布団を入れ替えたりというようなことが進んでいるのかなというふうに思っております。それ以外の項目につきましては、大分リサイクルの意識も浸透しつつあるので、ごみの量は減少傾向にあるのかなというふうに分析しているところでございます。

以上です。

○小野田会長 よろしいでしょうか。

それでは渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 資源の回収量について質問いたします。

資料1ですけれども、行政回収の資源の量はこの10年間どんどん増えていますが、集団回収

による資源の量は減っています。多分、集団回収の団体数はこの10年で増えているはずですが、けれども、これだけ集団回収の回収量が減っているということは、集団回収のほうで衰退してきているということで、それに対して区のほうとしては何か対策をお持ちかどうかということ伺いたいと思います。

**○清掃事業担当副参事** 清掃事業担当副参事です。私のほうからお話しさせていただきたいと思います。

集団回収の減少という部分では、1つは、古紙の価格の下落というところが1つ影響しているのかなというところも思っております。あと集団回収の団体数としましては、令和3年度におきましては4団体減少しているというところで、ここ最近につきましては多少減ったり増えたりということを繰り返しているというようなところになっております。区のほうとしましては、令和3年度から集団回収の安定的・継続的なのというところで、回収事業者の支援というところで、区のほうの基準と考えております価格より相場の価格が下落したときに、その差額を補填するような支援事業のほうをスタートしております、そちらのほうで支援を図っているというところになっております。

以上です。

**○露木委員代理** 東京都資源回収事業協同組合新宿支部の露木の代理で小池と申します。

今ご指摘ありましたけれども、集団回収が減っているというのが各家庭の新聞離れ、それから雑誌を買わない、軒並み本屋さんが潰れているような状態があります。それで、その影響もありまして年々減少していると。その代わり行政回収のほうが増えていると。それは事業系の古紙、それが行政回収のほうに流れてしまう、集団回収のほうは事業系の古紙は回収できませんので、ただ単に集団回収が減っているのは、先ほど言った新聞離れと雑誌を買わない、みんなスマホで読んでしまう、そういったことが原因だと思われまます。

以上です。

**○小野田会長** どうぞ、渡邊委員。

**○渡邊委員** 確かに新聞を取る人が減ってきているというのは分かります。けれども、集団回収の団体数が幾らかずつ増えてきているというのは、町でもって有志がつくっているグループではなくて、例えば町会とか老人会とかそういうところがやっている集団回収ではなくて、マンションの管理人さんがまとめて出すような、それを集団回収として数えているので団体数はそれほど減っていない。けれども、その量が減っているというのは新聞を取る人が減ったほかに、一般の人が集団回収に対して、どうして集団回収のほうを優先するかということ承知し

ていないんですね。身近に毎週出せるような資源の回収があるのに、なぜ集団回収なんかに協力しなければならないのかというような意見をよく聞きます。集団回収、続けていくのに難しい点が、先ほど報奨金ですか、お話ありましたけれども、お金の問題ではなくて、例えば集積場をどこにつくるかとか、それから会員の高齢化とか、それから資源の保管場所ですか、そういういろいろな問題があります。そういうものに対してもっと配慮といいますか、対策を講じていただきたいと思います。

○小野田会長 何かどうぞ、コメントいただければ。

○清掃事業担当副参事 清掃事業担当副参事です。

先ほどいただきましたご意見を踏まえて、今後集団回収をより推進していくための方法につきまして、周知等を含めまして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小野田会長 そのほかご質問、ご意見。

副会長。

○崎田副会長 今のいろいろなご意見を伺いながら一言。

それぞれ集団回収でしっかり回収したりということ自体はとてもやはり地域みんなの連携していく上で大事な話なので、回収を増やしていくという話は大事なんですが、その前の段階でごみが減って資源も減っているというのは長い目で見れば大事な話というか、いい話で、もちろん新聞が読まれなくなったとか、大きな社会変革の波の中なので、関係する事業者さんはとても大変でいらっしゃる、そういう業界もあると思うんですが、大きな流れから見ればゼロカーボン、カーボンの世界ではゼロカーボンに向かっている、資源の分野も、できるだけごみも資源も減らす、物に頼らない社会に向かう大きな意味の持続可能性からいけば大事な話であるという、その辺を見据えながら現実の施策をつくっていくという、その辺、矛盾もいろんなところであるかもしれないのですが、そういう発生抑制、そして使ったものはリサイクルする、そして最終的には処分するという、そういう流れを私たちがどういうふうにしかりつくるのかというのをもう一度真剣に考えるときなのかなと思いついていました。すみません、よろしくお願いたします。

○小野田会長 ありがとうございます。

では、奥先生、お願いします。

○奥委員 東京都立大学の奥でございます。

基本的なところでちょっと確認をさせていただきたいのですが、資料1の1の区が収集する

ごみ量の中に、事業系の一廃も入っていますか。これは全く入っていない、家庭系一廃だけだという理解でよろしいですか。

○新宿清掃事務所長 こちらの中には事業系のごみで区が収集するものについては入っているところでございます。業者収集するものは入っていないという状況でございます。

○奥委員 区が収集する分の事業系は入っているということですね。家庭系と事業系の内訳というのはわかりますか。つまり、これは最終的には区民1人当たりのごみ量に置き換えて、これを目標値として令和何年ですか、平成39年度までに484グラムですかね、という目標値を立てていらっしゃるかと思うのですけれども、一般の区民からしてみると、家庭から出たもののみがここに含まれているという多分認識をお持ちなのではないかと思うんですね。でも、実際には事業系もある程度含まれていて、それを区民の人口で割って1人当たり幾らというふうに出していらっしゃるの、事業系も入っている場合には、その旨もしっかりと区民に伝わるように正確な情報提供が必要かなと思っております、そういう趣旨で伺いました。

○ごみ減量リサイクル課長 ご意見ありがとうございます。

今回、資料1でご報告申し上げた区が収集する処理量、このところについて事業系も入っているというところにつきましては、シールを貼って処理券をつけて出していただいている量になってございますけれども、そのところまでの量というところまでは計算ができていないというところでございます。ただ、実態調査を令和3年度、5年置きにさせていただいている中におきまして、今の話とちょっと離れるんですけれども、事業系全体の事業者の持込みによる事業系のごみ、このものにつきましては36%、家庭系のごみは残りの64%という割合になってございます。これは例年と比べますと、やや事業系が減っている、令和2年度、令和3年度の傾向をさきにお話し申し上げましたけれども、コロナ禍の飲食店の時短とかそういった影響によるものかと推測がされますが、そのような内容になってございます。

○環境対策課長 すみません、ちょっと古いことから始まるお話ですので、私のほうからご答弁申し上げます。

シールを貼って出すというのは、そちらにいらっしゃる安井委員なんか非常に詳しいんですけれども、東京都時代に中小零細の事業者様から出るものについて、ある意味その救済的にシールを貼って出すということがありました。その当時の状況を踏まえると、ご家庭、お店が1階にあって上に建物があるというような状況で、おおむねそのお店の敷イコール住んでいる人の数というふうなリンクもあったということで、こういうふうな計算方法になっています。

じゃ、この中から引き算できないのかというお話になりますけれども、あくまでも推計とい

う方法ですが、今ごみ減量リサイクル課長から申し上げた昨年度行いました調査と、あとシールの売払い額、何リッターで何円というふうには、先ほどご説明しました料金改定をご説明した際にごみ減量リサイクル課長からありましたけれども、シールが何枚売れている、何リットルが何枚売れているというふうなところからも推計はできるかと思いますが、あくまでも推計値になるということでございます。過去からの経緯があるところではご了解いただいていると思うんですけども、状況が今申し上げたように、職住が分かれつつあるという中で、新たなその考え方計算値というのについても、この場ですぐという話ではないですけども、種々検討の必要性があるというふうには、委員のご指摘に対してお答え申し上げたいと思います。

**○奥委員** ご説明いただいた内容、よく理解しているつもりでおりますけれども、私が申し上げた趣旨は事業系と家庭系を明確に分けると言っているわけではなくて、実態としてそこはなかなかその区別が難しいということもあるわけですから。ただ、この区が収集するごみ量の中に何が入っているのか、それを1人当たりで直してこの数値だという、その内容、内訳といえますか、そこに含まれる中身がしっかり区民に伝わるように情報提供をお願いしたいと思わずということをお願いした次第です。

**○ごみ減量リサイクル課長** 大変失礼いたしました。ご意見ありがとうございます。

まさにこの場で皆様方からいただく意見でつくり上げていく計画だと思っております。奥委員のご意見も踏まえまして区民の皆さんに区の収集ごみ、事業ごみというそれぞれから見てどういう実態なのかというのが分かりやすいような形を本文の中で取り入れながら計画に策定できるように考えてみたいと思っております。ありがとうございます。

**○藤井委員** すみません、ちょっと確認をしたいんですが、この区の回収する資源回収量の中で、古紙だけ確認をしたいんですが、30年まではずっと減少傾向で、元年、2年、3年と増加に転じているんですが、これ、しかも1,000トン、1,500トンですよ。この単位で増えているというのは何か特別なことがあったんでしょうか。それまでは実はこの審議会の中でも、何でこれほど減っていくんだということがたしか課題になって、ご質問したことがあるんですが、これがこの3年間という中で1,500トン回収量が増えている、これは多分、全体にこのそれぞれの物について増加傾向になっているという。というのは、これは正確な数字なのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

**○新宿清掃事務所長** こちらのほうにつきましては、私どもが把握している数字としては正確な数字だと考えているところではございますが、この減っている部分についてはございますが、以前から新聞・雑誌につきましては、先ほどご意見の中にもございましたが、新聞・雑誌につい

では減っていると。ペーパーで読む人が減っているというような状況から減少傾向に出ているものと考えてございます。一方、増えている部分につきましては、こちら段ボールですね。通販を利用した商品が届く場合に段ボールを利用しているということで、段ボールが劇的に増えているということから増加傾向に転じてきているというような状況でございます。

○小野田会長 どうですか。

○藤井委員 皆さんに聞いてみないと分からないんですけども、ただ、この1,500トンと2割以上変わるというのは大変な数字なんですよ。それは本当にどういう数字の積み重ねなのかというのが実は分からない。正直に、えっというのが実感なんですけれども、私どもの事業系の収集の中で見ていくと、逆に今、ごみ量、ものすごい勢いで減ってきていましたので、そういう中から見て、うっというのが正直な意見なんですけれども、1回よく精査していただけないでしょうか。

○小野田会長 何年か前にちょっと、事務局と段ボールの影響出ていませんかという話をした記憶が私はあるので、そのときあまり数値に出ていなかったというのがあったので、ほかの区の状況とかそういうふうに比較的入手しやすい状況で、そこら辺はチェックしていただくというのがやり方としては一番効率的かなというふうに思いますので、私もちょっとここの数字は気になったところでございますので、ご検討いただければと思います。

○新宿清掃事務所長 今のご意見を踏まえまして、こちらのほうでも分析はしっかり進めてまいります。

○小野田会長 そのほか報告事項についていかがでしょうか。よろしいですかね。

今出てきた議論のところ一言だけコメントさせていただくと、なかなかその集計のやり方とか、急に変えるのは難しい部分というのはあると思うんですね。ただ、多分世の中の流れとしては、結構ごみの量の測り方とか、そういったところも含めて基本的にはデジタル化のほうに向かっていくということもあるので、多分そういう話と収集の料金とかの関係がどうなっているとか、多分そういった動きが恐らく全国的にも出てくると思いますので、そういうところをウオッチしていただければなと思います。ありがとうございました。

---

### ◎審議事項

○小野田会長 それでは、一旦議事を進めさせていただいて、審議事項のほうに移りたいと思います。また、関連する議論が出ているかと思いますが、一般廃棄物処理基本計画の改定及び食品ロス削減推進計画の策定についてということでご説明をお願いします。資料を確認しなが

ら進めていただければと思います。

○**ごみ減量リサイクル課長** 事務局からご説明させていただきます。

資料3に基づいて説明申し上げますが、これは既に次第とともにお送りしている、また今、報告事項で申し上げた資料1、2の後のほうにくっついてございます資料になります。お持ちいただいた資料の中に入っているかと存じます。資料3をご覧になりながらお聞きいただければと存じます。

一般廃棄物処理基本計画（令和5年度改定版）の体系からご説明申し上げます。

基本的な考え方、これにつきましては環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する。また、ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を構築する。このことについては変更ございません。

次の右にいて、現状から見た課題でございます。策定から5年目を迎えて、このように変えさせていただきたいというふうに案を決めさせていただきました。

1つ目としまして、3Rの一層の推進でございます。これは区長の挨拶でも申し上げましたが、特に下記の3点から3Rをより一層推進していく必要があるとしまして、①食品ロスの削減について、改めて大きくこのところ出させていただいています。②プラスチックごみの削減・資源化、これも新たに大きく出させていただいています。③家庭ごみ分別の徹底につきまして、これはこれまでもこのことについてが課題の大きい項目になってございましたけれども、この3Rの一層の推進の中で項目は小さくしましたけれども、継続して取り組みたい課題ということで掲げさせていただいています。

2点目、事業系ごみの減少と資源化についてです。これは現行の計画にもあるもので継続とさせていただきます。延床1,000平米以上の大規模事業者に対して引き続き取り組んでいきますとともに、小規模事業者、業種などの事業所の特性に応じた排出指導、こういったところが重要ということで引き続き取り組んでいくものです。

3点目です。社会情勢の変化に対応したごみの処理ということで、改めさせていただきたいと存じます。この5年間の間に様々なことが国全体で、世界で見てもございました。大規模災害、さらには新型コロナウイルス、また国内では高齢化など、今後の社会情勢、様々変わっていくこととなりますが、これに対して安定的にごみを処理していける、この体制を構築するというところの課題として出させていただいています。

この課題に対して、では、どう取り組むのというところで中段、取り組む施策項目についてでございます。項目として少し見直しをさせていただきました。これまで4点ございましたが、整理させていただき3点とさせていただきます。

1番、区民・事業者との協働による3Rの推進です。これまでのリデュース、リユースによる2Rの1本と、2本目にあった資源回収の取組、リサイクル中心にというところを1つまとめさせていただき、また、主体をはっきり分かるようにということで、全体で取り組むんだということで区民・事業者との協働による3Rの推進とさせていただいています。さきに申し上げたところ、食品ロス、プラスチックごみの資源化、さらには⑥区による資源回収の充実、ごみの適正な分別と排出の徹底、こういったところにこの項目の中で取り組んでいきたいと存じます。

2番、事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進でございます。これは、これまでの計画にもあったものの継続でございます。生産・排出者責任というところで事業者の取組、大変区の中で重要な位置を占めています。このところを引き続き事業者の主体的な取組を促すよう指導していくものでございます。

3、社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築というところでございます。変化する社会情勢の中でも安定的なごみ処理をやっていくというところで、主に行政の取組、さらには23区一体で組合との連携、災害廃棄物の迅速な処理、こういったところを体制整備していきながら取り組むと。比較的1、2が事業者、区民に取り組んでいただくところ、3番としては行政の体制整備というところで対応を分かりやすく項目化させていただいたものでございます。

これを受けまして、右側の計画目標でございます。現行区民1人1日当たりの区収集ごみ量ということで、令和9年度までに484グラムを目指すものでございましたが、今回改めさせていただきます。結果、10年かけて108グラム削減しようといったものが、この後5年かけて同様の数字になったんですけれども、108グラム削減を目指し、令和3年度552グラムでございましたが、令和9年度444グラム、これまでの484グラムより厳しくしっかり取り組んでいく数値ということで目標とさせていただいています。

また、下にごみ総排出量というのを設けさせていただいています。令和3年度13万2,124トンでございますが、全体で1.7万トン、およそ削減を目指し、令和9年度として11万4,900トンを目指す、この2点の計画目標とさせていただきたいと存じます。

詳細につきましては、この後ご説明させていただきたいと思っております。

次の資料の別紙1-1をご覧くださいませでしょうか。別紙1-1でございます。食品ロス削減推進計画の計画目標の設定についてです。これは今申し上げた一般廃棄物計画の1人1日当たりというところ、また、ごみ総排出量というところも含めたものとして一番最初に今回区として初めて設定するものですから、全体に影響する目標としてご説明申し上げるものです。

先にご説明させていただくものです。

1番、区における食品ロス発生量の推計でございます。（1）家庭系の食品ロスについてですけれども、これは令和3年度の実態調査におきまして、区が分析させていただいた中で可燃ごみに占める食品ロスの割合は6.8%でした。この中で消費期限・賞味期限切れなどで直接廃棄された食品が4.4%、食べ残しが2.4%でございます。令和3年度の区の可燃ごみ収集量6万4,498トンに食品ロスの割合6.8%を掛けて算出したものが年間4,386トンとなり、これが令和3年度家庭系食品ロス発生量と推計されます。

図表を参照しながら、こういった形で推計しているんですということでご覧いただければと存じます。

裏面でございます。次に、事業系の食品ロスについてでございます。東京都のほうで調査を実施してございまして、平成29年度の都内の事業系食品ロスの発生量ですが、38.5万トンと推計されています。これを都全体の推計と経済センサス、ここによるものから都全体における新宿区の食品の関連産業の売上高比率、さらには29年度以降の事業系ごみの変化率、こういったところによりまして、新宿区内における令和3年度の事業系食品ロス量につきましては1万8,410トンと推計されます。これは家庭系食品ロス排出量の約4.2倍に相当する数字となっております。内訳としまして、外食産業から以下ご覧のとおりで、ご参照くださればと存じます。

次のページでございます。2番、計画目標の設定についてでございます。本計画における目標を下記のとおりとしたいということで、令和9年度、食品ロスを令和3年度比で約12%削減したいという目標にさせていただきたいと存じます。この内容ですが、表や下のところでご説明申し上げているので、少し触れさせていただきたいと存じます。

中段の目標設定の考え方のところで触れさせていただいていますが、基準年度と目標年度についてでございます。さきに制定してございます国及び東京都におきましては、基準年度を平成12年（2000年度）としています。目標年度を令和12年（2030年度）としています。この30年間で半減したいという目標にされてございます。

次のページをご覧ください。2番、それでは新宿区ではどうするのというところでございますが、都における平成29年度の食品ロス量は51万トンということでございます。令和12年（2030年度）までの13年間で東京都が目指すところ13万トン減という目標になってございますので、このところ1年あたり約2ポイントというんでしょうか、2%削減していく。全体では26%で1年あたり2%削減していくことが必要になります。これを受けまして、区におきましても、目標年度である令和9年、都と合わせまして令和9年度までの間に12%、

1年2%ですね。さきの東京都に合わせて2%掛ける残り令和9年度まで6年間ということで、2掛ける6の12%削減というのを区として設けたい、このように考えてございます。

別紙1-2に移らせていただきたいと思います。今の食品ロスも受けてという話になります。一般廃棄物処理基本計画の計画目標の設定についてです。体系のA4のカラーのところ、右側でお示しさせていただきましたけれども、2点で区民1人1日当たりの区収集ごみ量とごみ総排出量について定めさせていただきたいと思っております。

2番、現行のまま推移した場合どうなるかというところを先にご説明いたします。集計結果としまして、表1のとおりでございます、人口は記載のとおり微増といたしますか、増えていくところでございますが、これに対して区の収集ごみ量推計量が、一番右側にあるとおり、令和9年度6万7,311トンと推計されます。これを受けまして区民1人1日当たり529グラムということになります。持込みごみ量も同様に計算して推計してございまして6万9,433トン、ごみの総排出量としましては、これを足しまして13万6,744トンに現行のままの取組ですとなるというふうに推計してございます。

以下、参考としまして資源回収量ですね。資源回収量を総排出量で割った資源化率というのは記載のとおりでございます。令和3年度23.6%、令和9年度、今のままの取組ですと22.8%になるよという、あくまで現行の取組のままの推計が2番のご説明になります。

それでは、次のページをご覧ください。3番、さらなる取組による増減ということで、この計画で事務局としても取り上げていきたいものを入れさせていただき目標としたものでございます。大きく3つ、表2の①、②、③をご覧くださいと存じます。

1つ目に燃やすごみの中の資源の分別徹底を図っていきたくと存じます。これによりまして、区民1人1日当たりの区収集ごみ量を74グラム減らす。ただし、下にあるとおり、資源回収量としては同量上がるというものでございます。

②食品ロスの削減の推進については、マイナス4グラムというものを定めたいと思っております。後でご説明いたします。

③プラスチックごみの発生抑制、製品の資源化につきましてはマイナス7グラム、今までごみとして捨てていただいていたものですから、①と同様、資源回収量としては同量増えるというものになってございます。

これで合計、これまでの取組にさらにマイナス85グラム、新たな取組により減をマイナス85グラムにしていきたい、そういう内容になってございます。

各項目の算定方法を中段以降、ご説明申し上げます。

まず①、燃やすごみ中の資源の分別というところでございます。燃やすごみの混入している資源のうち、最も高い割合であったものが古紙でございました。これについて特に分別を徹底させることで目標とさせていただきたいと思っております。令和3年度、燃やすごみの実績量6万4,498トン、これに対して燃やすごみ中の古紙混入率、令和3年度の調査結果ですが14.3%でございました。つまりは削減9,223トンできる。下の枠の中ですが、削減量としまして1人1日当たり74グラムが目指すべき目標ということでさせていただいているものです。

次に、②食品ロス削減の推進についてでございます。さきに別紙1-1でご説明させていただきましたとおり、東京都の目標を踏まえまして約12%削減していくんだということを受けまして、米印を先に申し上げるのもあれですけれども、推計526トン、令和3年度の4,386トンから令和9年度の目標値3,860トンを差し引きまして、526トン、これをお一人お一人で取り組むと4グラムという数字が出てくるというもので出したものでございます。

③プラスチックごみの発生抑制、プラスチック製品の資源化についてでございます。これにつきましては、令和3年度、燃やすごみの実績量を先に申しあげました6万4,498トンに対して、これも実績調査から出したものです。燃やすごみのプラ製品混入率でございます。1.4%でございました。これを実績量を掛けまして削減目指したいものとしまして903トンとなっております。1人1日当たり、下の枠のほうでは7グラムということでございます。①と合わせまして資源のほうに回って資源量はプラスになるという考え方でございます。

4番、次のページ、計画目標値の設定についてです。2番で申しあげました現行のまま取り組んでいけばこの量、3番でさらなる取組で削減したい全体のマイナス85グラムを加味しまして表の3のとおりとなります。①の古紙、②の食品ロス、③のプラスチックと合わせましてマイナス85グラムを入れますと、黄色い枠のところがございますとおり、区民1人1日当たり、令和9年度の目標値444グラムとなります。

区の収集ごみ量は5万6,496トンと推計されていますが、これと事業系ごみ、これにつきましては区の収集ごみ量と同様に約16%削減を目指すものとさせていただきまして、もう一つの黄色い、2段目の黄色い枠としまして11万4,900トン、持込みごみ量は5万8,404トンですね。これを足して黄色い枠11万4,900トンをごみの総排出量、令和9年度に目指す目標としましてはこの数値とさせていただいています。

以下、参考のほうでも触れさせていただいていますが、資源量につきましてはプラマイといえますか、しっかりごみ量のほうの削減に取り組むことによって資源が増加するものがございます、表のとおりとなっております。回収量の増は3万157トン为目标とさせていただき

ます。ごみの減量によりまして資源化率は高まり、34.8%というところを目指せていければというふうに考えているものでございます。

次に、別紙2につきましてでございます。お持ちいただいた資料の次についているものとしてございますでしょうか。食品ロス、プラスチックごみ削減に向けた取組についてでございます。

1番は食品ロス削減の推進についてです。(1)未利用食品の有効活用の推進としまして、現行取り組んでございますフードドライブ、この窓口の増設、新たな提供先の確保、こういったところに取り組んでいきたいと存じます。

(2)区民への普及啓発、これも既に取り組んでございますけれども、広報紙「すてないで」、あと分別アプリ「さんあ〜る」、こういったところを活用してまいりたいと存じます。イベントの実施、この2年間、コロナ禍で多くの事業が休止となってございますが、こういった月間キャンペーン、広報に取り組んでいければと存じます。③食品ロス削減に関する教育、次世代を担う子供たち中心に若い方たちに教育、意識を高めていく取組が必要ということで、記載の内容に取り組んでいきたいと存じます。

(3)食品関連事業者への働きかけとしまして、記載のとおりでございます。食品ロスに関する情報提供、先進事例があれば紹介していきたい。さらには大規模建築物へ区としまして立入検査とか入っています時等に情報収集、提供と双方ともできればと思っております。②事業者による区民への情報提供支援としまして、現行の制度でございます食品ロス削減協力店のさらなる拡充を進めていければと存じます。また、フードシェアリングサービス、民間の力を借りているところですが、しっかりこれの取組をご案内するということで進めていければと思います。③食品リサイクルの促進、事業者が排出する食品廃棄物のリサイクルを支援するための取組というものが今、他自治体のほうでも同様に検討されて進められているところで見えながら検討していきたいと存じます。

裏面でございます。(4)各主体への連携の推進としまして、民間事業者との連携から実態調査の実施まで取り組んでいければと存じます。

2番、プラスチックごみ等の発生抑制につきましてでございます。マイバッグ・マイボトルの利用促進、大分浸透してまいりましたが、引き続き取り組んでいきたいと思っております。また、環境学習の推進、事業者との協働による発生抑制の促進、特にこれですね。今どんどん民間で新たな開発がされていますバイオプラ、バイオマスプラスチック、こういったものの普及啓発も進めていければと思います。最後に、事業用大規模建築物への立入検査での情報収集、提供、

こういったことでプラスチック全体のごみの発生抑制、さらには再資源化を努めていければと思います。

大変長くなりましたけれども、計画の策定について、また、食品ロスの推進計画の策定について、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野田会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。資料3のところがこの計画でいきたいという、横長のほうですね。それで途中、計算方法とかの説明があったのは、その目標の設定の根拠になるようなご説明。最後の別紙2のところ、最近、国のほうでもいろんな動きがあるということで、食品ロス、あるいはプラのところをちょっと抜き出した、こういうことをやっていきますよというふうなご説明だったと、そういう構成になっています。

どこでも構いませんので、ただいまの点についてご質問、ご意見伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

上野委員、お願いします。

○上野委員 座ったままですみません。

資料の3なんですが、真ん中の緑色の3、ここの社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築というところの①不法投棄への対応についてなんですが、これはよくニュースですとか、あとやはり地域の方が東京からちょっと出かけたりすると、かなり電化製品のごみですとか、そういったものを目にすることが多いということで、これは要は不法ですから、きちんとした方が捨てているわけではないのは十分分かっているんですが、きちんとした回収業者というのはそれなりにいろんな家電をばらしたりとか、いろいろ利用できるもの、できないものにきちんと区別するのは分かるんですけども、中にはあまりよろしくない回収業者もいると思うんですが、そういった回収業者さんというのはもちろんちゃんとしたライセンスとか資格はあると思うんですが、今、特に外国の方が割とこういった業者、その国のコミュニティの中で、回収してあげるよとかと言って、例えば引っ越しする海外の学生さんの荷物なんかトラックにぼんぼん積んで、どうするのと聞くと、捨てる、捨てると言うだけで、要はそういう人たちが不法投棄にも少しは関わっているのではないかなというふうに思うんですが、だから新宿区で何ができるかという、そこがちょっと違うんですけども、やっぱりそこら辺もう少しいろんな行政機関と連携をしてチェックも必要かなと思うんですが、ただ、新宿区の中で不法投棄というのは、なかなか目にすることは、中には冷蔵庫を置きっ放しとかというのもありますけれども、その不法投棄についての何か、ここのところちょっと認識が、皆さん不法投棄への対

応とは活字では表しますけれども、どういうことをしているんだというところをちょっとお話ししていただきたいのと、これは宿題でも構いません。

それと、同じ項目の⑤災害廃棄物の迅速な処理というところで、これは例えば東北だったり阪神の地震だったり、古い話ですけれども、あとここ数年、豪雨による被害でかなり橋が壊れる、家が壊れる、そういった部分の要は廃棄物、これは新宿区とか大きく見ると東京なんです、なかなかそういった都心の中では、こういった処理というのはどういうふうな受入体制なのかというところをお尋ねしたいと思います。

**○ごみ減量リサイクル課長** 事務局でございます。大きく2点いただきました。

まずは不法投棄についてのお尋ねでございます。上野委員からはそのようにいただいたんですけれども、実は不法投棄、昨今増えているという現状がございます。内容も様々でございます、置いて去っていかれてしまうもの、本当に単純に曜日が違う日に出されたとかというものとはレベルが違うもので置いていかれるもの、委員のご案内のあったような悪い気はなかったけれども日本のルールをご存じなくて置いていってしまうもの、本当に様々になってございます。その中で、清掃事務所と連携しまして、物の中身を拝見させていただきながら、出した方が分かるものにつきましては、こちらのほうでもしっかりその方のほうに連絡をさせていただき、指導させていただいています。分からない場合には、こちらのほうから警告、そのごみについて一定期間、警告の票を貼らせていただきまして、さらにはそういったところが癖になるような場所であれば警告の掲示板、表示等をさせていただき、その後起こらない場所になるように取り組んでいるところでございます。

また、大事な視点としましていただきましたけれども、外国人の方のみならずですけれども、若い方中心にごみの処分の仕方というのをしっかり啓発していくことが必要だと考えておりまして、こういったところに取り組んでいながら不法投棄が防止、完全にゼロに向けて取り組んでいければというふうに考えてございます。さらには夜間パトロールとか、こういったものも実施してございます。集中する不法投棄が少し続いているような地域につきましては、夜間にかけてパトロールを実施したり、職員のほうで巡回パトロールを実施したりして注視しているところでございます。

2点目につきまして、災害廃棄物の迅速な処理につきましてですけれども、これにつきましては、全国的に処理基本計画を立てるということで私どもの新宿区のほうでも処理基本計画を既に策定しているものでございます。処理としましては、東京都のほうで震災が、相当な規模の災害が想定される地震があった場合を想定しまして、東京都や23区全体と連携した内容の計

画となってございまして、区のみではふだんの一般廃棄物の処理もそうなんですけれども、処理はできかねるものでございますので、そのところはご意見のあったとおり、東京都、23区、一部事務組合、しっかり連携しながら取り組んでいきたい。また、この後、東京都のほうでも災害の想定が少し縮減されてございます。こういうのに合わせてしっかり計画も見直していきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○上野委員 ありがとうございます。

ちょっと話が大きくなってしまいますので、新宿区だけでどうこうしろというふうに言っているわけではないんですが、ちなみに、この不法投棄されたもので捨てた人が分かる場合と今おっしゃったんですけれども、かなり率としては少ないんでしょうね。

○清掃事業担当副参事 清掃事業担当副参事です。

不法投棄パトロール、夜間やらせていただいている、22時から翌朝7時までというところで重点的な大久保エリアであったり百人町エリアとかそういったところを回らせていただいているんですけれども、なかなか袋の中身を見ても特定できるというのはほとんどないというところが正直なところになっております。あとは年に数件、たまたま捨てようとしているところを見かけて声かけさせていただいて、指導させていただいているというような事例もありますが、そういうタイミングでパトロールが出くわすというのはなかなかないというところになっておりますので、そういったところは1つ課題かと思っております。

あとは区民から不法投棄がここにあるというようなところで不適切な廃棄があると、そういったところでお話しいただいたところについては、ふれあい指導班のほうで現地のほうに行きまして、袋の中身を確認して特定できれば指導というふうなところもやっているんですけれども、あとは場所的にこのマンションから出ていそうだとするところであれば、注意喚起のビラを入れさせていただいたりとか、そういったところでも取り組んでいるというところになっております。

○上野委員 ありがとうございます。

私、西早稲田なんですけれども、やはり大きな諏訪通りから1本ちょっと見えないところが何か古い、要はアパートなんですけれども、その前には必ず家電製品が通るたびにいっぱいあるので、多分ほかの地区から持ち込まれて、車で持ってきて、大通りから見えないので、それで多分そこはたまり場になっているんだなと思うので、またそういうところがあれば、ご指摘して指導していただければと思います。ありがとうございます。

○小野田会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○森委員 いろいろご説明ありがとうございました。

あまりに素朴な質問で恐縮なんですけれども、先ほどもう一回、今日配付された別紙1-2の資料について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

2ページ目に、さらなる取組による削減ということで、1人当たり74グラム、あるいは食品ロス4グラム、プラスチックごみは7グラムということで、1日当たりの削減の計算が出てきているんですけれども、これはどう理解したらいいのかというのを教えていただきたいと思います。分かりやすいところでいくと、②の食品ロスの削減の推進のところで、526トンに6年かけて最終的に削減をしたいと。人口が今34万人ですと。365で割っているんですけれども、これ6年かけて達成をしていくということであるなら、さらにここは掛ける6になるのではないかなと思ったんですけれども、この計算だと1年で達成してしまおうとすると4グラムということになるのではないかと思うんですけれども、どう考えればよろしいのでしょうか。

○ごみ減量リサイクル課長 削減の目安に目標とさせていただいている中でも大事なところの年間日数の考え方でございますが、このところにつきましては、他自治体の例も見ていきながら計算させていただいているところでございます。どの自治体におきましても1年間、総人口当たりについて削減を目指したとしたら何グラムですかというふうな出し方をしているもので、おっしゃられるとおりで、6年間かけてやっていく。何年かかけていくということであれば、その必要な年間、掛けるというのが一番分かりやすい、何年間かけて1人1日当たりやっていけばいいのねというのが分かるところでございますけれども、ここは他自治体との整合も合わせてこういうような表現にさせていただいています。

○事務局 すみません、ちょっと事務局から補足します。確かにご指摘のとおりで、例えば今の計画でお話しすると、今、平成27年度比で108グラム減らして、令和9年度に484グラムを目指しますという量なんですけれども、それについても別に1年間で108グラム減らしますということじゃなくて、基準年度が27年度であって令和9年度に108グラム減らして484というふうになっているので、実際は基準年度から見れば12年間ありますから、108割る12で結局1人1年当たりでいうと9グラムずつ削減して行って最後108グラムという状態なので、最初の状態と最後の状態で削減量が108グラムというのがあって、それを区民1人1日当たりというふうに表示をしまして、今の計画でもそういうふうに表示をしまして、委員ご指摘のとおり、区民1人1日当たりという表現で言えばおっしゃるとおりで割る6しなければい

けないというような話になるので、ちょっとその表現を分かりやすいように、計画の素案のときには我々も議論していて今のような誤解を招くなんていう話が出ていましたので、その表現の仕方は工夫させていただきたいというふうに思います。

○小野田会長 よろしいですか。

○森委員 ありがとうございます。分かりやすいのか分かりにくいのか、すごく困る数字、どう捉えたらいいんだ、何のための目標なんだろうということを考えていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○小野田会長 2%掛ける6年でやっているの、基本的には年間当たり2%というのを6年間続けるという、そっち側で掛け算しているの、逆にそれも分かりにくくなっているというところだと思います。ちょっと工夫していただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。

では、渡邊委員。

○渡邊委員 資料3の真ん中の欄の社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築というところで、先ほど幾つかご質問が出ていましたけれども、その②のところですが、医療系廃棄物の適正処理の推進というところなんですけれども、実は20年ぐらい前ですが、医療系廃棄物について調べたことがあるんですけれども、医療系廃棄物というのはほかの廃棄物と違って非常に嚴重に回収しなければならないので、キロ当たり200円から300円ぐらいかかっている。それで病院としては億単位の出費があって非常に大変なんだというような話を聞きました。それで、ほかよりちょっと安く処理するからというようなことで、それを引き受けて山の中に埋めちゃうような業者さんがあるという話を聞いたことがあるんですが、今はそれはどういうふう処理されているんでしょうか。

○環境対策課長 私のほうから事例を挙げてご説明をさせていただきたいと思います。

医師会・薬剤師会にご所属の団体、お医者さん、それからお薬屋さんについては、これは完全に一定のルートに乗って回収して、それを安全な方法で処分をしています。医師会・薬剤師会にご所属でないところも含め、私ども新宿区では医療系廃棄物の処理に関する手引というのをお配りしていて、それに従って適正に処理していただくようお願いをしています。また、日常のごみとして排出されるような際については、それは特定が非常にしやすいですので、いろいろなタグですとか出荷伝票ですとかが入っていることが多いですので、必ずその医療機関に同って適正廃棄するよう強く指導しているところでございます。

○村上委員 処分事業者の管理は。

○環境対策課長 処分事業者につきましては、これは産業廃棄物の一種になりますので東京都の管轄になりますので、東京都でしっかりとそういった事例がありましたら、私どもも事例報告をいたしますし、東京都のほうでの指導、場合によっては許認可の取消しまであり得るということでございます。

○小野田会長 そのほかいかがでしょうか。

新任の反田委員ですか、お願いします。

○反田委員 よろしく申し上げます。四谷で暮らしております反田と申します。

資料3の取り組み項目のところで、食品ロスとかプラスチックごみの抑制などあるんですけども、これは法律ができたことで区でも取り組むということはよく理解できたんですけども、完全に生活者目線なんですけれども、生活していると調理ごみとか野菜くずとかが結構出て、これ何とかしたいなと自分で暮らしながら思っているんですけども、実際に別紙1-1を見ると生ごみのところも結構家庭から排出される中で多くを占めているんですが、ここを何か削減に取り組むとか、そこに何かメスを入れるみたいなことは考えていないのでしょうか。

○ごみ減量リサイクル課長 貴重なご意見、ありがとうございます。

まさに皆様方、区民一人一人に取り組んでいただきたいということで、生活者の方の目線で見ていただくのが一番と存じます。食ロス中心にプランのところと取り組んでいただきたいところを目標設定という目線から今回ご案内させていただいたものでございますけれども、大変この調査結果ということで、ショッキングなものでございます。これだけ燃やすごみの中に食品、まだ食べられるもの、手つかずのものから直接捨てられた食品、直接廃棄から食べ残しを含めてあるという実態が見えたものでございます。これにつきまして、これまでは食品ロスの多くがコンポストという制度で進めてきてございました、全国的に。ただ、区の特性としましてなかなか土または肥料、飼料化したものについて活用できる先がないということで、うまく全家庭にコンポストというところで目指すものとしては難しいものということで進めてきたものでございます。その中で、皆様方に今、一番取り組んでいただきたいというふうに思っているのは、一番問題になっているのは水分を含んでいる食品ということになってございます。これは食品のみならずなんですけれども、水分を含んでごみ処理のほうに運搬のみならず処分のほうに入っていきますと、大変機械の負担だけでなく、エネルギーがそれだけかかるということで、大変なそれぞれに負荷がかかっているという現状がございますので、そういったことをまずは一人一人、家庭一世帯一世帯で取り組んでいただけるように、分かりやすいよう

に進めていきたい、これを皆様方に普及啓発していきたいということで考えているところでございます。

○小野田会長 ありがとうございます。

では、関連で崎田委員。

○崎田副会長 今、食品ロスのご質問にお答えがあったので、一言食品ロスに関して私もコメントをさせていただきたいんですけども、今回いろいろ目標値が細かく出てきていて、最終的に別紙の2のところ、どんな事業を実施するかということが書いてあるんですけども、今度新しく計画をつくる時には食品ロス削減推進計画にも値するような内容にしていくという意気込みで書いてくださっていると思います。大変ありがたいというふうに思っていますが、割に今、項目で書いてあるので、あまり、じゃ、家庭で私たち生活者が食品ロスを減らすときにどんなことをやったらいいのか、そこにどういう啓発をするのかみたいなのが見えにくくなっているんじゃないかなというふうに思います。ですから、ぜひこれを内容を具体化するときに、もっともっと分かりやすくしていただければありがたいというふうに思っています。

私は今、たまたま全国の自治体の食品ロス削減ネットワークの会長を務めているんですけども、その中で全国の自治体が事業者さん向け、家庭向けに様々な施策をやっているんですが、最近家庭向けでやっている施策で非常に新鮮なのは、本当に身近な私たち消費者の日々の冷蔵庫管理をどういうふうによくやるかというような話とか、それを見える化して何かうまくシールを貼って分かりやすくするような、そういうことをちゃんと伝えるとか、びっくりするような基本的な話なんですけど、そういう消費者の冷蔵庫管理だったり、賞味期限・消費期限とどう付き合うかという話とか、そういう基本の話をみんなで啓発し合うとか、そういうものの啓発事業というのが全国の自治体で進んで始めていて、それで家庭の今、家にいる方も増えてきているので、家庭ごみが増えているという中で、食品ロスを減らそうというような動きもあるので、そういうことにつながるような内容が入っていくんだという、そういう期待感があるような項目をずっと入れていただくと、本当に今のような、やっぱり市民の方が自分たちでどう自分事としてやったら減るんだというご質問はすごくありがたいことだと思うので、というふうに思いました。私もこの表だとちょっと他人事のように分からないなという、そんな感じがいたしました。すみません。

それで、今の食品ロスの話なんですけど、別紙1-1の3ページのところで目標の考え方というのが出ていて、計画の目標値が棒グラフで出ているんですけども、令和3年から令和9年というのはこれはこれでいいと思うんですけども、下のほうに説明で書いてある、日本全体でSDGsの

流れに沿って2030年食品ロスを半減するんだということをみんなで取り組んでいるんだということはもう少し大きく分かるような感じで表現していただいた上で、新宿区は令和3年から9年はそれに値するのはこの部分で12%減らすということなんだというのが、多くの区民の皆さんや事業者の皆さんに分かりやすく伝えていただくような資料にさせていただくとうれしいなというふうに思いました。

なお、家庭系もものすごく今、大事なことなんですけれども、もう一つここにあった事業系、全国的に言えば家庭系と事業系、同じぐらいなんですけれども、新宿区は特に外食事業者さんが多いので、家庭の4倍ぐらい事業者さんだということなので、やはり事業者さんが自分事として考えていただけるような施策をしっかりと打っていく。その中で、後々事業者さんが食品ロスを減らしたらごみ処理料金も減って行ってウィン・ウィンになるというような感じになっているのかどうかとか、きつごみ処理の契約の仕方でも週何回来るみたいをお願いをしていると、生ごみ減らしてもあまり経済的にプラスにならないとか、いろんなことがあると思うので、やはり事業者さんがどうやって減らすとみんなでもうまくいくのかというのが、入り口としてそういう計画大変ありがたいので、みんなで分かれるような、そういう施策を広げていければなというふうな感じがしました。これからみんなとつくっていければと思います。よろしくお願ひします。

○小野田会長 ありがとうございます。

後でまとめてコメントください。委員の方で、まず新任の方で尾町委員、石橋委員、何かコメントございますか。ご感想でも構わないですけれども。

○尾町委員 ありがとうございます。今日初めて参加させていただいて、いろいろな話を伺っていて率直な、私は主婦ですので、家の中の先ほどの、ちょっと話が戻るんですが、段ボールが出ていることとかすごく身近に感じられて、家が縮図になっているんだなということを感じながら話を伺っておりました。今、食品ロスに関しては、事業系の量の多さにすごく驚いておりました、1つ不思議に思ったのが、これは普通の事業系のごみと同じ値段で出ているのかと思ったんですけれども、例えば海外とかでしたら、製品は違うんですけれども、ブランドもののバッグが売れ残った場合、そのままごみに出すと、それは罰金で、通常のごみよりも高い値段で出さなければいけないとか罰則があるんですね。こういった食品ロスで事業系の食品ロスはこんなに出ているのに、これは普通の事業系の普通のごみと同じ値段で出されているのか、それとももったいない、新しいそのまま食品として出せるものがそのままごみになって出ている場合はもっと違った料金の形態になっているのか、不思議に思ったんですけれども、そうい

った点で教えていただけると。

○小野田会長 それはなっていないでよろしいですか。残念ながらなっていないですね。

○尾町委員 そうなんですか。

○小野田会長 はい。ぜひそういう問題意識をお聞かせください。

では、安井さんにご回答いきましようか。

○安井委員 食品ロスの事業者の件で具体的な審議会にはそぐわないのかもしれませんが、具体的に動こうとしている。先生もご案内のように、早稲田ですから学生さんが多いんですけれども、コロナでちょっと頓挫していたんですけれども、具体的に言うと、ラーメン食べました、スープまでとは言わないけれども麺全部食べましたと出したら、地域通貨プレゼントなんです。要するに全部食べ切れないから少なめにと言ったら少なめにしてくれるけれども、地域通貨だとご案内のように、アトム通貨10馬力って10円だから、10円でお客さんが来てくれるということになれば、飲食店からすると夢みたいな話ですよ。ここに書いてある役所が書かれている新宿区の食品ロス削減協力店の拡充って、これ佐藤課長、前からずっと書いてあるよな。書いている割に増えていないな。増やし方が分かっていないんだよ。だから、今みたいな話を、要するに具体的にやろうとするならば、今度は1商店会、2商店会じゃなくて、新宿区が音頭を取って、それで食品ロスをなくそうというときに、具体的に飲食店に話をするときに、こういうふうにできますよと。それで100人分といったら1,000円じゃない。1店舗1,000円補助金使って、それで食品ロスになったら絶対やるし、それで100人分超えてなくなっちゃったら店は絶対買うから、だからそういうところでいうと、ここに一店舗一店舗、商店会等々がポスターだとかチラシだとかポップ書かなくてもいいですよ、作らなくていいですよ、役所で作りますからという、もうちょっと具体的な動き方をされたほうがいいと思いました。

文句ばかり言っているとあれだから、お礼も1つ言っておかなきゃならないんだけど、地元のインド料理屋さんが言葉が通じないので夜中に生ごみを出されて、それで明け方もカラスが来てということで、すごい困っていた。それで、ちょっと険悪な雰囲気になったんだけど、清掃事務所をお願いしたら、もうやらないでください、言わないでくださいと。自分たちがやりますということで、清掃事務所は本当にちゃんと分かりやすく言っていたのでうまくいきました。一応お礼も言っておかないと。

以上です。

○小野田会長 ありがとうございます。

石橋委員、何かございますか。

○石橋委員 初めて参加させていただきまして、2年間よろしくお願ひいたします。

先月で65歳になりまして定年退職して、いつも冷蔵庫を見て買物に行きましようとか、そういうことが忙しいからできなかったんですね。家に毎日いるようになって、こんなの買っていいの、ちょっと安いからいっぱい買っちゃおうとかって、結局は食べ切れなかったりとか、そういうのを改善していくとか、使い切るとか、あと資源に出すとか、そういったことをお勉強させていただいて、ごみ削減とかしていきたいなという気持ちで参加しました。

あと資料の3で、高齢化で個別訪問とか書いてあるんですけども、今はうちのほうは西落合なんですけれども、自分の家の前に出すというのと集合で出しているんですけども、高齢化とかのごみ収集とかは何か近所にもお独り暮らしとかいらっしゃいますが、何かPRか何かされているのでしょうか、ちょっと伺ってみたいんですけども。これから私も高齢者になってしまって、まだ歩けるからいいんですけども、歩けなくなったら来ていただけるんではないか。よろしくお願ひします。

○新宿清掃事務所長 清掃事務所長でございます。ご高齢の方で集積場までごみを持ち出すことが難しいといった場合には、訪問収集という形で個別に収集しているところがございますので、またご相談いただければと存じます。

○石橋委員 では、家の前に今出しているのがそういう収集の方法でよろしいわけですね。家の前に出せばいいと。

○新宿清掃事務所長 ええ、そうです、家の前に出せば、そちらに回収に行くということでやってございます。

○石橋委員 家の前に出すのと、うちのほうは同じ住所の人が6軒とかあるので集合なんですけれども、そうするとごみ当番やりたくない人とかもいらっしゃるので、全部個別に出すという方法は難しいわけですね。

○新宿清掃事務所長 ご相談によって、内容によっては個別で収集するという対応もしてございますので、何かございましたらご相談いただければと。

○石橋委員 分かりました。ありがとうございます。

まだ主婦目線でなかなかあれなんで、お勉強していきたくと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○小野田会長 ありがとうございます。

板本委員、何かございますか。大丈夫ですか、特になければ。

○板本委員 大丈夫です。ただ、先ほど粗大ごみが去年、今年と増えたというのは、我が家も

かなりコロナ禍でいろんなイベントとか会議がなくなったものですから、うちの整理をしてかなり粗大ごみを出しましたので、それが一因になっているかなと思いました。

以上です。

○小野田会長 ありがとうございます。

吉川委員、何かコメントあったらお願いします。

○吉川委員 今の方のお話にもありましたように、やはりごみが多くなったのは、高齢者の人たちが今とても終活をしまして、お部屋の中を本当におうちの中を片づけるということがあったりして、私は何か子供に言われまして、私も74歳になったんですけれども、子供に言われまして、先日たくさんいろいろごみを片づけました。あまりにも多いのでお金を払って片づけたんですけれども、まだまだたくさんありまして、これを皆さんと何とかしなきゃいけないなと思っているんですけれども、こういうことを皆さんで話し合って、まずそれを自分の地域に戻って、それを広げていただくということが一番大切かなと思いますので、ひとつそういうことを私たちはこちらにいらっしゃる方が清掃協力会の皆さんですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○小野田会長 どうもありがとうございます。

ご発言なかった委員で何かコメントある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、時間も来ておりますので、事務局から何かコメントあれば。もうちょっと分かりやすくするというのと、あとはその取組の内容と目標との整合性をもう少し分かるようにしてほしいということと、それで続けて、その他何かあれば、今後の予定だと思っておりますけれども、ご説明ください。

○ごみ減量リサイクル課長 皆様方からご意見頂戴し、本当に貴重なご意見でございました。それもここで求めていることなんですけれども、決して主婦目線だからと、主婦という表現はあれですけれども、家庭に入っているからとかということではなくて、その視点が本当に必要で、この計画を組み立てていきたいと思っております。ぜひともこれからも貴重なご意見を頂戴していきながら策定していければと存じます。

食品ロス、主に様々なご意見があったところでございますけれども、食品ロスにつきましては、何かインセンティブみたいなのを設けているようなところは現時点で聞いてはいないんですけれども、ぜひともそういうやり取りも検討していけるような、直ちにつくれないかもしれ

ないですけれども、近隣の自治体とかの取組とかも見ていながら、できる方法はないとか、そういったふうな形で進めていきたいと思っています。

全体的に計画、様々なご意見いただきましたけれども、次回、計画の素案をつくる時に、崎田副会長からもございましたけれども、もう少し成文化して、この項目出しだけではなくて文章化して皆様に分かりやすいように、さらにはその中に入れるときに区民一人一人が取り組んでいきやすい内容にもなるようにということでやっていきたいと思います。

ちょっとここで触れさせていただきたいのは、国や都道府県、全国的に言わせていただいているのが、買い過ぎない、作り過ぎない、そして食べる時残さない、残したら持ち帰るとか、そういったところの取組が全体的には言われていますけれども、そういうことが分かるように一人一人が取り組んでいけるようなものにしていきたいと存じます。もちろん商店会、そのほかのところの制度のご協力も頂戴しながら進めていきたいと存じます。引き続き区民、事業者の役割、目標について分かるようにしていきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

長くなりましたけれども、以上でございます。ありがとうございました。

○小野田会長 どうぞ、その他も続けてください。

---

### ◎その他

○ごみ減量リサイクル課長 資料4について、ご説明申し上げます。

次回以降の審議会の開催予定についてでございます。資料4です。

回次の第3回につきましては、8月31日に開催を予定してございます。このところでもう少し、さきのおり成文化した基本計画、食品ロスの推進計画をまず原案としてお示しできればと思います。

第4回については、その後10月上旬に予定。ここでは引き続きご議論いただくとともに、パブリックコメント、区民の皆様にご意見をいただく機会を11月から12月にかけて迎えたいので、そのことについてもお話しさせていただきたいと思っております。

第5回につきましては、12月下旬を予定しております。パブコメの実施結果報告、さらに受けての計画全体の修正案、このことを皆様とお話しできればと思います。また、次年度以降どんな取組方針でやっていく、そういうところももう少し具体的に話せるかと存じます。

最後、第6回につきましては、1月下旬に開催を予定しております。この審議会、本日諮問された事案について皆様方から区長に答申していただく、その機会が1月下旬でございます。また、5年度の予算案について区が実施する取組、この報告をさせていただき、そんな内容で

今年度進めていきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○小野田会長 よろしいですか。

それでは、ご提案のように進めさせていただきたいと思います。

よろしいですかね。どうしてもという方は。

---

#### ◎閉会

○小野田会長 それでは、本日の議事は以上でございます。

ちょっと最初儀式がありましたので、皆様からご意見いただく時間がなくて申し訳ございませんでした。今後ともよろしく願いいたします。

では、以上で終わりでいいですね。

○ごみ減量リサイクル課長 はい。

○小野田会長 では、どうも本日はありがとうございました。

午前11時59分閉会